

判決年月日	平成27年11月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)第10026号		
<p>○「回転角検出装置」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、訂正発明1の特許請求の範囲の特定では、課題自体を有するものであるかが不明であり、訂正発明1は、課題を認識し得ない構成を一般的に含むものであるから、発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えたものであるとして、サポート要件を認めた審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。</p>			

(関連特許) 特許第3438692号

(関連条文) 特許法36条6項1号

判決要旨

1 事案の概要

本件は、「回転角検出装置」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

原告は、①実施可能要件違反②サポート要件違反、③明確性要件違反、④新規性・進歩性の欠如を無効理由として主張したが、審決は、これらをいずれも排斥した。

2 判断

本判決は、②サポート要件について、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

訂正発明1の特許請求の範囲について、磁気検出素子が「縦長形状のカバー」のどの位置に固定されるかは特定されておらず、磁気検出素子がカバー側の任意の位置に固定されること等を包含するものであり、また、カバーの形状、厚み等についての特定はなく、均一な平板でないものや、凸凹があるもの、左右対称でないもの等も包含するものである。さらに、回転角検出装置の用途についての特定もない。

訂正明細書によれば、A 樹脂製のカバーは、これを取り付ける金属製の本体ハウジングに比べて熱膨張率が高いことにより、カバーの熱変形が生じ、本体ハウジングとの間に横(水平)方向の相対的な位置ずれが生じること(以下「横すべり」ともいう。)、B カバーが縦長形状に形成されているため、長手方向の熱変形量が大きく、Aの横すべりの長さ(伸び)は、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、C Bの横すべりの結果、カバーに固定された磁気検出素子の位置がずれ、磁気検出素子と金属製の本体ハウジングに固定された磁石との間のエアギャップが変化すること(以下「磁気検出素子と磁石との位置ずれ」ともいう。)、D Cの位置ずれは、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、が備われば、当業者は、訂正発明1の上記課題に直面し、これを理解できると解される。

・・・例えば、長方形のカバーを、その左右の長辺に沿ってそれぞれ均等に3か所、計6か所をボルト等で係止した際に、熱応力とボルト固定力との関係で、カバーの熱応力が勝って熱変形が生じ、かつ、その熱変形量について長手方向が短尺方向よりも大きいとしたとしても、つまり、上記のA及びBを満たすとしても、磁気検出素子をカバーの中心点(対角線の交点)に配置した場合には、磁気検出素子の位置を起点として熱変形が生じることとなるから、長手方向にも短尺方向にも位置ずれは生じないこととなる。また、左辺側のボルトの締付けが右辺側のボルトに対して相対的に強い場合、右辺側ボルトの近傍の位置においては、短尺方向が長手方向に比べて寸法変化(位置ずれ)が大きくなることは、当業者にとって明らかである。そうすると、磁気検出素子の位置は、少なくとも、長尺方向の熱変形の影響により、短尺方向よりも大きく動く位置に配置される場合でなければ、訂正発明1の課題に直面することはないといえるが、訂正発明1に係る特許請求の範囲

には、前記のとおり、カバーにおける磁気検出素子の位置についての特定はない。

以上によれば、訂正発明 1 の特許請求の範囲の特定では、訂正発明 1 の前提とする課題である「熱変形により縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて寸法変化（位置ずれ）が大きくなること」に直面するか否かが不明であり、結局、上記課題自体を有するものであるか不明である。

そして、仮に、磁石と磁気検出素子とのずれが、短尺方向に大きく生じる場合においては、磁石と磁気検出素子との間のエアギャップの磁気検出方向への寸法変化は大きくなってしまふのであるから、訂正発明 1 の課題解決手段である「磁気検出素子とその磁気検出方向と縦長形状のカバーの長手方向が直交するよう配置」したとしても、出力変動は抑制されず、回転角の検出精度も向上しない。

よって、訂正発明 1 は、上記課題を認識し得ない構成を一般的に含むものであるから、発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えたものであり、サポート要件を充足するものとはいえない。